

広報かめだ

発行所 亀田町役場

編集企画課

人口のうごき
世帯数5,149 (46 8.31現在)

区分	人口	出生	死亡	転入	転出
総数	22,497	38	5	103	82
男	10,917	18	3	57	41
女	11,580	20	2	46	41

10月

毎月1回1日発行

NO.37



児童手当制度 スタート 初年度は満五才未満まで

第三子以降に月三千元 早目に届出を

児童手当制度は、わが国の社会保障制度のなかでもまだ確立していない制度であります。

この児童手当制度が明年一月から実施されることになりこの十月一日からその認定請求の受け付けがはじまりました。そこでこの制度の実施にあたり、主な点について紹介いたします。

一、制度の目的
児童を養育している人に児童手当を支給することによって、児童の育成の場である家庭における生活の安定をはかることにも、次代の社会をなう児童の健全な育成と資質の向上をはかることを目的としています。

二、支給を受けられる人と手当の額
十八才未満の児童を三人以上養育している者に対して、三人目以降の児童で義務教育終了前のもの一人につき、月額三千元の児童手当が支給されます。ただし、その人が高額の所得がある場合には支給されないことになっています。(昭和四十六年度では扶養親族等五人の場合で前年の収入が二百万円以上であるときは支給されません)

なお、支給の対象となる三人目以降の児童は段階的に拡大することにして

おりますので、最初の年(昭和四十七年一月〜昭和四十八年三月)はこれを五才未満の児童とし、昭和四十八年四月から昭和四十九年三月までは十才未満の児童にひろげ、昭和四十九年四月からは義務教育終了前の児童となります。

三、支給を受ける方法
児童手当の支給を受けようとする人は、町長の認定が必要ですので、役場民生課に申し出て下さい。認定されれば、毎年二月、六月、十月の三回に分けて、それぞれ前月までの手当がまとめて町(役場)から支払われますが、昭和四十七年一月分と二月分の児童手当は三月に支払われます。

なお、国家公務員、地方公務員、三公社職員に支給する児童手当については、認定および支給はそれぞれるところで直接とり扱われます。この児童手当の受付けは十月一日から行なわれておりますので該当される方は早目に届出してください。なお届出にこられる時は父、又は母がお出になり必ず印鑑と健康保険証を持参してください。

児童手当制度について不明の点がありましたら役場民生課まで問いあわせしてください。

老後の幸せを年金で

さかのぼって加入出来ます

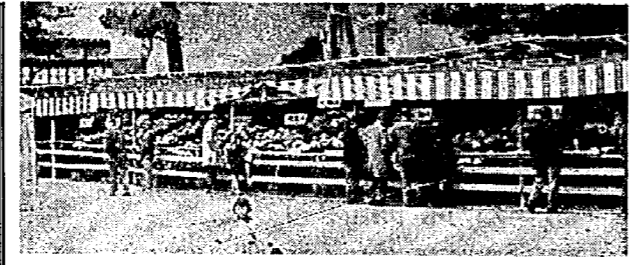
すべての人が老後の幸せを——ということ、昭和三十六年につくられた国民年金制度は早くも十年たち、ことしから年金の支給が始まります。国民年金は、原則として他の年金制度に加入していない人、すべてが加入しなければなりません。まだ加入していない人が多数います。資格取得は、手続をした月から生かれますが、加入していない人が多数いるため、年齢に応じてさかのぼって資格が得られるようになります。

満二十歳から六十歳未満の方で厚生年金や共済組合などの公的年金に加入していない人(配偶者が公的年金に加入している人は除く)は、すべて国民年金に加入しなければならぬことになっていきます。自家営業者あるいは職をもっていない人などその家族がこれに該当します。

年金は、加入手続をした日からその資格が生まれまが、未加入者が多いため特別な取り扱として、さかのぼって資格を得られるようにしています。

生年月日	A	B	O
昭和44.4.2~45.4.1	10年	10年	36年
昭和45.4.2~2 4.1.	11	10	37
昭和46.2.4.2~3.4.1	12	10	38
昭和47.3.4.2~4.4.1	13	10	39
昭和48.4.4.2~5.4.1	14	10	40
昭和49.5.4.2~6.4.1	15	11	40
昭和50.6.4.2~7.4.1	16	12	40
昭和51.7.4.2~8.4.1	17	13	40
昭和52.8.4.2~9.4.1	18	14	40
昭和53.9.4.2~10.4.1	19	15	40
昭和54.10.4.2~11.4.1	20	16	40
昭和55.11.4.2~12.4.1	21	17	40
昭和56.12.4.2~13.4.1	22	18	40
昭和57.13.4.1~14.4.1	23	19	40
昭和58.14.4.2~11.4.1	24	20	40
昭和59.15.4.2~2.4.1	25	21	40
昭和60.2.4.2~3.4.1	26	22	40
昭和61.3.4.2~4.4.1	27	23	40
昭和62.4.4.2~5.4.1	28	24	40
昭和63.5.4.2~6.4.1	29	25	40
昭和64.6.4.2~7.4.1	30	25	41
昭和65.7.4.2~8.4.1	31	25	42
昭和66.8.4.2~9.4.1	32	25	43
昭和67.9.4.2~10.4.1	33	25	44
昭和68.10.4.2~11.4.1	34	25	45

菊花薫る文化祭(十一月二・三日)開催



文化講演会も計画

菊花薫る秋の祭典、文化祭をことし公民館で計画をたてまして広くみなさんに文化の香りを味わっていただくよう準備を進めています。

とくにことしの文化祭は十一月二日、三日の二日間として開催しますが、二日が平常の日でもありますので夜九時まで開館し、勤労者の便利を計る考えでいます。三日は午後五時まで文化祭を開催することにいたしました。

なお三日の午後七時半からは、文化講演会を開催する計画になっていきます。

文化祭の内容は、
◎絵画、県展入選作品
◎県展賞受賞作品(交渉中)
◎生花、書道、刀剣、茶道
◎写真、菊花、盆栽
◎錦織、らんちゆう
◎漬物、酒銘酒試飲会
◎文化講演会

講師 八枝先生
演題「人生にうるおいを」となっています。

文化講演会の講師八枝先生は、県内一流女流歌人で「花供養」の著者であり日報歌壇の選者としても有名です。

『健康な家庭づくり』の講演会を計画

梶島史子先生を招く

昨年にひきつづき、ことしも母子育児会(会長、丸山久)公民館との共催により「健康な家庭づくり」の講演会を開催します。

講師には、みなさんのおなじみの県医務課参事、梶島史子先生を招いての講演で、結婚されてまもないご夫人をはじめ、広くご婦人方のおいでをお待ちしています。

- 0 日 時...10月21日 午後1時半から
- 0 会 場...亀田町公民館ホール
- 0 講 師...梶島史子先生
- 0 演 題...「健康な家庭をつくるための母親の役割」



行政相談週間

10月10日(日)~10月16日(土)

お役所仕事でお困りの方は

無料相談 秘密厳守

合同行政相談所

- 日時 10月12日 午前9時から 午後4時まで
- 場所 亀田町公民館

新潟行政監察局 担当行政相談委員 丸山久

第九回少年少女球技大会

暑さのなかで熱戦を展開

公民館事業の中で成人式少年少女球技大会、町民運動会、さつき展、文化祭の五大事業の一環として八月二十八日、二十九日の二日間、亀中、東小、会を会場に野球、ドッチボールの大会を開催しました。

小学生の野球大会には、

- 一位 34区
- 二位 30区
- 三位 9 13 14 18 24区 (混成)
- 三位 43 44区 (中学生野球の部)
- 一位 21区
- 二位 41 50区
- 三位 43 44区 (小学生ドッチボールの部)
- 一位 20 21区
- 二位 18 22 23 26区 (混成)
- 三位 18 24 40区 (混成)

愛犬展示会のおしらせ

亀田町愛犬友の会が来る10月17日、日曜日午前10時より亀田諏訪社境内にて開催する事になりました。

愛犬を通して相互の連絡親睦を図って行きたいと思っておりますので、会員加入の希望の方、又は観覧下さいませいろいろの問題、正しい犬の飼育など訓練士にご相談下さい。

出場参加等立派な犬も出陣致します。

尚、会員出陣者には、トロフィー、賞状、用意致し、参考犬など出陣致します。

文化・体育団体をあらたに登録

新発足して活動に期待 (公民館)

昭和四十四年四月に公民館で文化団体の登録申請を行ない今日(ことし)まで町文化振興のために大きな役割を果たしてまいりました。社会教育、生涯教育を更に推進するために、発展的解消を計り、あらたに登録団体の登録申請を行ないました。

文化、体育団体(登録)

- 亀田野球連盟
- 亀田卓球連盟
- 柔剣道振興会
- 亀田スキークラブ
- 亀田山岳会
- バトミントンクラブ
- サイクリングクラブ
- スクラム会
- (文化団体)
- 亀田俳句会
- 亀田写真クラブ
- 換装書道会
- 亀田刀剣会

現在二十六団体ですが、登録済みの団体がありましたら公民館に様式がありますので登録して下さい。

なお、亀田町文化団体協議会(仮称)を十月中旬に再発足させて町の文化運動推進のために大きな役割を果していただくことを目的として事業活動を進めます。

土地売却のお知らせ

西町五丁目にある町有財産の土地二区画を売却することになりましたので、ご希望の方は十月十八日午後四時までに役務係課に申し込んで下さい。

売却の方法

- 一、土地の表示 西町五丁目 〇地目及び地積 宅地 二〇九㎡ 一三五・八二㎡ 以上の二区画
- 二、売却の方法 競争入札により最高入札者をもって落札者とする。但し、制限価格があり、三、申込及び日時場所 十月十八日午後四時までに役務係課へ申し込みのこと。
- 四、現場説明及び日時 十月十九日午前九時三十分より現場において行なう。
- 五、入札の場所及び日時 十月十九日午前九時三十分より現場において行なう。
- 六、入札保証金 入札保証金は見積金額の百分の十を(現金)町収入役に納入のこと。保証金は入札終了後、これを還付すること。但し、落札者については売買契約の内金とする。
- 七、代金の支払 売買契約成立と同時に金額を支払うこと。

早通小学校体育館 払い下げのお知らせ

早通小学校体育館(旧早通中学校体育館)の払い下げをしますから、ご希望の方は十月十五日までに総務課にお申し込みください。

一、建物の種類及び面積

木造瓦葺平屋建 二八一㎡

二、価格

公入札による最高価格とする。

三、申込期間及び申込場所

十月十五日までに役務係課へ申し込みのこと。

四、現場説明及び入札

十月十六日午前九時三十分から現場説明を行い、十月三十日から入札を行ないます。

自動車を御利用のみなさんへお知らせ

十月十二日から、十月十七日まで、全国の自動車の動きについて、その実状を調べるため全国街路交通情勢調査が実施されます。

この調査の目的は、どんな用途で、どこから出発して、どこまで行つたかを把握するのが第一の目的です。そして併せて、その出発地、目的地がどんな土地利用になっているか、又、走行キロ数はどの位かなどを調査することにより自動車高速道、国、県道をはじめとする市町村道等における自動車交通の実態を詳しく把握します。

そして、私たちの町や村の今後の交通対策と、交通計画立案の資料が作成されます。又、これが都市計画や、地域計画などの重要な基となります。

調査の日と時間は、十月十二日から二十七日までの間に行なわれます。土曜日、日曜日、祭日などは除かれますが、平日のうちでも月曜日、市日なども含めないように指定されたある一日間の運行について、午前三時から翌日の午前三時までの、二十四時間調査対象期間となります。

調査の対象となる車輛は、昭和四十六年八月三十

調査を行なう者は...

この調査は、全国一斉に行なわれますので、建設省新潟県が主体となり各市町村が協力して行なうもので

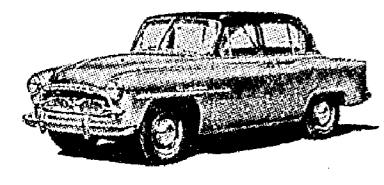
一日現在の自動車登録台帳から無作為抽出により、選ばれた車が対象車となります。

あなたが所持の車が対象車となった場合は、次のような調査方法となりますからぜひご協力願います。

調査の方法は、調査日の二〜三日前に、調査員が調査カードをお渡しに伺います。そして調査日二〜三日後に回収に伺いますから、あらかじめ指定された日の自動車の運行状況を記入しておいていただきます。

又、営業車(定期バス、定期トラック、タクシー等)につきましては、別途交通統計研究所を通じて調査が行なわれます。

この調査を行なう者は、この調査は、全国一斉に行なわれますので、建設省新潟県が主体となり各市町村が協力して行なうもので



保健衛生 だより

10月保健課予定

日	曜日	時間	実施内容	該当	会場
5	火	后 1.30~2.30	生ワク接種	45.7.1~ 46.6.31生れ	公民館
6	水	〃	〃	〃	〃
13	水	〃	ジフテリア 予防接種	47年度小学校 入学予定者	〃
15	金	〃	〃	〃	〃
19	火	〃	〃	〃	〃
14	木	〃	乳児検診	46年1月生れ	〃
28	木	〃	〃	46年7月生れ	〃
26	火	后 2.00開始	離乳食講習会	46年6月生れ	〃
29	金	后 1.00開始	母親学級	個人通知	〃
26	火	后 1.30~2.30	三混子防接種 (2期)	44.4.2~ 45.4.1生れ	〃
27	水	〃	〃	〃	〃
28	木	〃	〃	〃	〃
29	金	〃	〃 (1期)	46.4.2~ 46.6.30生れ	〃
19	火	前9.30~ 后3.00	献血 (ゆうあい号)	一般住民	研修所
20	水	〃	〃	〃	東区民会館
21	木	〃	〃	〃	公民館
14	木	前9.00~ 正午	狂犬病予防注射	〃	城山クラブ
〃	〃	后1.00~ 3.00	〃	〃	東区民会館
18	月	前9.00~ 后3.00	〃	〃	公民館
19	火	前9.00~ 正午	〃	〃	早通小学校
〃	〃	后1.00~ 3.00	〃	〃	研修所

議会だより

九月定例会より

九月二十七日から十月一日迄、第六回町議会定例会が開催され町から提案された七議案と諮議四件、陳情要請それぞれ一件で九月二十八日現在で六議案と諮議陳情、要請はそれぞれ議決採択されました。

町が提案し、議決された主なものについて報告します。

●**亀田町総合計画審議会案の制定**
この条例は町が昭和四十六年度中に亀田町がどう

あるべきか、亀田町の発展を展望するための、基本構想、基本計画について審議するための委員の構成を条例化したものです。

●**亀田町特別職の報酬及び費用弁償条例の一部改正**
この条例は、総合計画審議委員の報酬と費用弁償を現行条例に追加したものです。

●**亀田町自家用天然ガス採取規制条例の一部を改正**

この予算は現行予算額、七億六千五百七十一万八千円に追加し、予算額が八億七千九百七十二万二千円になったもので追加は次のものです。

○**側溝新設工事**
九〇三千円
○**亀田製菓腸排水路新設工事**
一、四一九千円
○**県工事に対する地元負担金**
三、〇〇〇千円

○**県消防団員等公債組合規約の一部改正条例**
この改正条例は、加入組合の名称の変更と新規に三団体が加入する条例です。

一般会計補正予算

この予算は、繰越金が現行予算より九万二千円が増あつたので追加をしたものです。

国民健康保険特別会計補正予算

この予算は、繰越金の増があつたので追加をしたものです。

おたんじょう おめでとう



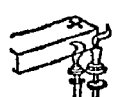
喜意子	兼田	信吉	22区	直嗣	高橋	30区	由可	小泉	4区	純子	桐沢	27区	良二	諸橋	1区	宗徳	伊藤	7区	康晴	竹内	23区	亮人	平尾	12区	美穂	長谷川	3区	洋子	山賀	11区	幸子	阿達	1区	幸子	今泉	44区	幸子	村田	31区	潤子	上田	44区	正則	佐藤	16区	京子	世帯主	正治	16区																
裕美	佐藤	1区	康宗	佐藤	49区	明子	佐藤	50区	裕美	佐藤	48区	菜穂子	武田	12区	純子	伏見	33区	謙治	曾我	26区	敏子	皆川	1区	亞紀子	寺島	29区	創三	石井	26区	信広	本田	23区	裕樹	小師	50区	佳子	石本	2区	淳也	本田	2区	美夏	西山	16区	広美	藤田	13区	勝利	直次	43区	孝一	義勝	15区	香織	渡辺	36区	英夫	浦井	17区	由紀子	清水	8区	歩	残熊	46区

今月の納税

町民税第3期分
国民健康保険税4期
10月31日が納期です
忘れずにお納めを

佐藤	成田	齊藤	長谷部	田辺	世帯主
リイ	ミツ	敏平	善郎	武夫	15区
多喜男	賢三郎	本	本	本	23区
9区	5区	33区	23区	15区	

おくやみ (死亡)



今月の当直医

- 3日...亀田医院 (新明町1) 電話(0)2348番
- 10日...藤崎医院 (本町3) 電話(0)3072番
- 17日...押木医院 (本町4) 電話(0)2052番
- 24日...阿部医院 (新明町5) 電話(0)2045番
- 31日...高橋医院 (城山1) 電話(0)2970番

- ◎渡辺病院 (西町2) 電話(0)3111番
当直医が診療に応じます
- ◎中川医院 (東本町5) 電話(0)3060番
- ◎堀・本図医院 (東本町5) 電話(0)2349番
- ◎佐藤医院 (下早通) 電話(0)2878番
医師在院の場合診療に応じます